

## 令和6年度アライグマ捕獲事業委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、【契約の相手方】（以下「受託者」という。）に委託する「令和6年度アライグマ捕獲事業委託業務」を円滑かつ効率的に処理するために必要な事項を定める。

### 第1 目的

本業務は、新十津川町内において野生化したアライグマを捕獲し、その生態データの収集を行うとともに、アライグマのみを選択的に捕獲するトリガー式箱ワナを導入し、錯誤捕獲の防止を目的とした効果的な捕獲方法等の検証を行うものである。

### 第2 定義

本業務で使用する用語については、次のとおりとする。

- 1 アライグマ（アライグマ及びカニクイアライグマ）  
ネコ目アライグマ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、かつ道内において生息し、野生化した個体とする。
- 2 ミンク  
ネコ目イタチ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、道内において生息し、野生化した個体とする。  
なお、「北海道におけるアメリカミンク防除実施計画書」の「アメリカミンク」と同義。
- 3 ワナかけ日数  
夕方の時点で箱ワナ及び誘引餌の状態が適切で、夜間に捕獲可能な状態であったワナを「1ワナ日」とする。
- 4 メッシュ番号  
北海道が示す「令和5年度(2023年度)度鳥獣保護区等位置図」によるメッシュ番号をいう。

### 第3 使用器具

本業務の使用器具については、次のとおりとする。

- 1 捕獲用具等  
(1) 使用するワナは箱ワナとし、各種捕獲用具等の取扱いについては次のとおりとする。

ワナの名称	数量	取扱いについて
箱ワナ	24基	全て委託者から貸与する。 なお、扉の落ちる仕組みはトリガー式と踏み板式の2組とし、数量は踏み板式を全体の1～2割程度とする。
らく捕りー トリガーモジュール	22基	全て委託者から貸与する。
らく捕りー用 スライド扉	8枚	受託者が購入する。 ※業務終了後、委託者へ譲渡し、委託者所有のものとする。
ワナ固定ペグ	50本	全て委託者から貸与する。

- 2 電気止めさし器  
小動物用ポータブル電気止めさし器やインバータ等については、受託者が用意する。
- 3 自動撮影装置  
自動撮影装置（取付器具等を含む。）の取扱いについては次のとおりとする。

器具の名称	数量	取扱いについて
自動撮影装置	30台	全て委託者から貸与する。
SDカード(16GB)	60枚	全て委託者から貸与する。
アルカリ乾電池	720本	次の製品を購入する。 アルカリ乾電池（単3型）

### 第4 業務内容及び実施方法

受託者は、本業務の実施にあたっては、「防除実施計画」に基づくとともに、次により関係法令を遵守し、実施するものとする。

- 1 技術指導の実施  
捕獲作業の一部を受託者が別途雇う者に行わせる場合において、その者が「鳥獣の保護及び管理並

びに狩猟の適正化に関する法律」に基づくわな猟免許を所持していない場合には、箱ワナによるアライグマ捕獲を経験している者（同等の知識と経験を持つ者を含む。）を指導者として、捕獲技術等研修会を実施することにより、アライグマの生態等に関する知識、捕獲技術の周知及び安全対策の確保を図ること。

また、捕獲従事者を選定した場合、捕獲開始前に委託者が定める「防除実施計画」別記6により報告するものとする。

## 2 アライグマの捕獲等

次の方法により箱ワナで捕獲するものとする。

なお、本業務の主な目的にはアライグマの捕獲が含まれるが、特定外来生物であるミンクについても生態系などへの影響の懸念があることから、捕獲した場合はアライグマと同様の処置を行う。

### (1) 捕獲対象地域及び捕獲期間

#### (ア) 捕獲対象地域

樺戸郡新十津川町

なお、具体的な地域については、委託者又は委託者が指定する者及び受託者の間で協議の上、決定する。

#### (イ) 捕獲期間

委託者が指示する日から全てのワナが作動した状態で連続した42晩43日（42晩として、実質は設置から撤去までの43日間）

### (2) 箱ワナ等の設置等

#### (ア) 箱ワナ等

##### a. 設置数

24基

##### b. 設置地点

捕獲対象地域のうち、アライグマが利用している可能性が高い地点に概ね500m程度の間隔をおいて箱ワナを設置することとし、設置地点の決定に当たっては、捕獲開始前に委託者又は委託者が指定する者及び受託者で協議の上、決定する。

なお、設置に当たっては、土地所有者の許可を得た上で、箱ワナに「防除実施計画」別記4のワナ標識を表示するものとし、河川の増水などでワナが水没する恐れのある箇所は避けること。

また、国有林や河川区域等、行政の許可が必要な区域については、予め委託者が調整を行うこととする。

c. ワナを設置した周辺環境を記録するため、ワナ及びその周辺環境が写り込むように、複数の方向から4枚以上の写真を撮影すること。

##### d. 捕獲個体の逸走防止

箱ワナからの逸走を防止するため、アンカーピン・針金等でワナを補強すること。

##### e. 総ワナかけ日数

合計1,008ワナ日(24基×42晩)とする。

##### f. 誘引餌の種類

原則として、箱ワナ周辺にはドッグフード等、箱ワナ内については菓子類、揚げパン類等の人工的な餌を使用するが、これ以外の誘引餌の使用について妨げるものではない。

#### (イ) 自動撮影装置

箱ワナ周辺及びその他の地域に設置する。撮影データについては、見回りの際に毎日作動状況や撮影可能容量等を確認したうえで、概ね7日に1回SDカードを交換することとし、アライグマの有無、アライグマの行動内容やその他の動物の撮影状況を随時取りまとめる。

設定は次のとおりとする。

撮影モード	撮影時間	撮影インターバル	動作時間帯
静止画	連続撮影3枚	15分	16:00~08:00

### (3) ワナの見回り

受託者は原則として、毎日1回以上、設置した全てのワナの見回り及び周辺の痕跡や環境変化の確認、誘引餌の補給等を行い、業務日報（別記第1号様式）に記録する。

その際、委託業務に従事する従事者は、「防除実施計画」別記5の委託者が発行する捕獲従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明することとする。

また、ワナを撤去する際、ワナ周辺の誘引餌等を適正に処理し、可能な限り設置前の状態に回復することとする。

### (4) 捕獲状況の確認及び捕獲個体の処理

#### (ア) アライグマが捕獲された場合

捕獲個体の全部又は一部は、委託者が指定する者に生体のまま譲り渡す。

譲り渡しの方法等の詳細については、当該受託者が指定する者と協議して決定する。

#### (イ) 捕獲されたアライグマが(ア)の譲り渡しの対象外とされた場合及びミンクが捕獲された場合

その個体毎に個体識別番号を付し、次のとおり処置する。

- a. 捕獲状況の記録  
個体が箱ワナで捕獲された状態と周辺環境を写真撮影する。写真データには捕獲年月日、設置地点番号を一緒に表示するものとする。
  - b. 捕獲個体の逸走防止  
箱ワナからの逸走を防止するため、アンカーピン・針金等（受託者が用意すること）でワナを必要に応じて補強する。
  - c. 殺処分の方法  
原則として、電気止めさし器による捕殺とする。ただし、北海道アライグマ防除技術指針に従った炭酸ガスによる方法でも差し支えない。  
なお、やむを得ず、上記以外の方法で殺処分をする場合には、できるだけ捕獲個体に苦痛及びストレスを与えない方法により安楽死させるものとし、当該処置を行った理由を明確にすること。
  - d. 生態データの記録（対象はアライグマのみ）  
安楽死処置した捕獲個体については、次の生態データ等を業務日報（別添第1号様式）に記録する。  
対象：全ての捕獲個体  
データの種類：性別、成獣・幼獣の別、体重（以下「生態データ」という。）
  - e. 胃及び直腸糞（以下、「胃内容物等」という。）の内容物調査（対象はアライグマのみ）  
上記 a~d に示す処理をした後、捕獲個体を開腹し胃内容物等を確認のうえ、委託者から提供される保存容器等に、受託者が用意するエタノールを70%に希釈した溶液とともに胃内容物等を全量保管する。なお、胃内容物等の確認は目視により行い、判断できないものは、「不明」として胃内容物等記録表（別記第2号様式）に結果を記載する。
  - f. データの記録後の個体等の処理  
上記 c~e に示す必要な処置をした後、捕獲個体の取扱について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、搬入者として適正に処理を行うこと。  
搬入先は、中空知衛生施設組合リサイクルン(滝川市)とし、捕獲個体を一時保管する必要がある場合は、保管庫を用意のうえ適正に保管すること。  
また、学術研究機関等から調査研究用のために捕獲個体又はその組織の提供依頼があった場合は、委託者と受託者の協議により対応することとする。
- (ウ) アライグマ及びミンク以外の動物が捕獲（以下、「錯誤捕獲」という。）された場合  
錯誤捕獲があった場合は、個体がワナで捕獲された状態を写真撮影し、捕獲鳥獣の種名、捕獲年月日及び設置地点番号を記録した後、速やかに放逐する。  
なお、錯誤捕獲した個体には、使用した誘引餌を含め、食べ物を与えないよう留意する。
- (5) 進捗管理  
契約締結後、速やかに業務処理計画書として、準備、技術指導、捕獲、捕獲個体処理及び報告書作成・提出等、主要な業務の月別の作業を示した全体スケジュール表を作成し、委託者に提出することとする。  
業務の途中段階において、委託者から、業務の進捗状況に関する報告を求められた場合、受託者は適宜対応するものとする。
- 3 データの収集と分析  
次のデータを収集し、データファイルとして記録するとともに、業務の実施結果を「令和6年度アライグマ捕獲事業委託業務報告書」として取りまとめ作成する。  
なお、収集したデータの整理にあたり、受託者からの指示があった場合は、受託者が指定する者と調整を図ること。
- (1) 捕獲地域に関するデータ  
設置した全ての箱ワナ等の位置情報一覧及びその位置（「設置地点番号」を付す。）を示した地図
  - (2) 捕獲数及びワナかけ日数等
    - (ア) 捕獲個体（飼養等動物、錯誤捕獲を除く。）数及びワナかけ日数に係るデータ等について、ワナかけ日数7日ごとに、別記第3号様式により報告するものとする。
    - (イ) 錯誤捕獲に係る捕獲状況（飼養等動物を含む。）に係るデータ
    - (ウ) 捕獲個体（錯誤捕獲含む）の捕獲された状況を映した写真
  - (3) 捕獲個体に関するデータ  
全ての捕獲個体（飼養等動物、錯誤捕獲を含む。）に係る個体識別番号、捕獲日、設置地点番号、メッシュ番号、生態データ及び胃内容物等  
なお、生態データ及び胃内容物等の記録対象はアライグマのみとする。
  - (4) 捕獲に係る業務日報  
捕獲業務を実施した日時、天気、捕獲の有無及びワナ・誘引餌の状況等に関し、実施日ごとに別添第1号様式により作成する。
  - (5) 捕獲状況や周辺環境等に関するデータ
    - (ア) 自動撮影装置で撮影された空うちデータも含めた全ての画像とその撮影された画像の情報

(データ回収日、撮影年月日、ファイル名、撮影された動物の種名、撮影個体数など)について記録すること。

- (イ) ワナ設置箇所周辺の環境画像
  - (ウ) 捕獲に使用した餌によるアライグマの捕獲や錯誤捕獲結果の要因について
- (6) 収集したデータについて  
収集したデータについては、別途、分析事業受託者へ電子記録媒体を用意のうえ、データを提供すること。

## 第5 成果品

- 1 成果品及び提出部数  
第4の2で作成した書類及び第4の3に係るデータについて取りまとめた「令和6年度アライグマ捕獲事業委託業務報告書」6部及び当該データを格納したCD-ROM又はDVD-ROM 1式
- 2 提出期限  
令和6年(2024年)9月30日(月)

## 第6 その他

- 1 業務処理状況の調査  
委託者は、委託業務の処理状況について、契約締結の日から契約期間の完了の日の属する年度の翌年度から5年間(令和12年(2030年)3月31日まで)、随時、受託者その他関係者から必要な報告を求め、本業務及び関連業務に関する施設、帳簿書類その他の物件を調査することができる。
- 2 衛生管理  
受託者は、捕獲等の事業の実施に当たっては、捕獲動物による手の咬傷、ワナによる怪我、交通事故及びヒグマ等との遭遇による事故などに十分注意を払い、また、動物由来感染症等を防ぐ観点から、ダニの付着の有無確認や手洗い等を励行すること。  
また、捕獲のあったワナを他地域に移設する場合については、接地面を洗浄してから使用すること。
- 3 事業者以外の者による事業見学の許可  
受託者は、捕獲等の実施の際、委託者を通じて事業者以外の者から見学の申し出があった場合、それを許可し、また、捕獲等に関する技術について普及を行うこと。
- 4 貸与等した機材・機器の返却  
委託者からの貸与又は受託者から譲渡する機材・機器について、業務終了後に洗浄、清掃を行った上、速やかに返却すること。  
なお、返却・譲渡の方法等については別途指示する方法によるものとする。
- 5 その他  
本要領に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議して定めるものとする。





